

令和5年5月10日

# 直接面会について

当センターの運営につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日から5類感染症へ移行されたことに伴い、令和5年5月15日より面会の対応を下記のとおり変更（制限緩和）します。

入所中のお子さんが安心して生活が送れるよう、引き続き、感染対策に御協力をお願いいたします。

## 【注意事項】

- 面会を希望される場合は、事前に当センターの相談・療育支援課へ連絡いただき、面会日をご予約ください。
- 面会人数は、不織布マスクを装着できる成人2名までといたします。
- 面会はセンターの病室で、短時間（20分まで）をお願いいたします。
- 面会の方の入館時に、体温測定と問診票の記入をお願いします。面会の方に風邪症状があるとき、及び7日以内にご自身やご家族、接触された方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、直接面会を御遠慮いただきます。
- マスクの着用に加えて手洗いまたは手指消毒剤での消毒に御協力ください。
- このほかオンライン面会も継続して行います。

以上